

# 受給資格者のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う失業認定の限定的な特例措置について

**(特例期間 令和2年3月10日～当面の間)**

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、失業認定について下記のとおり取り扱いますので、感染を懸念される受給資格者の方は、安定所職員にお申し出ください。

### 1 失業認定日の取扱いについて

#### ① 認定日について

管轄の安定所より指定された失業認定日にご来所ください。

ただし、『高齢（概ね60歳以上）・基礎疾患がある・妊娠中』いずれかの条件を満たす方に限り、例外的に郵送での認定が可能ですので、管轄の安定所にお申し出ください。

(※「感染拡大懸念のため失業認定日に来所できない」旨の申告が必要です。)

#### ② 失業認定日の変更

当面の間、感染予防のために希望する場合は、次回認定日の前日までに限って、認定日の変更（先送り）を行うことができます。

#### ③ 認定時間の変更

認定時間の変更を希望される場合には、設定された認定時間にかかわらず、混雑時を避けてご来所ください。

### 2 求職活動証明書の取扱いについて（求職活動を実施できなかった場合の特例措置）

**原則どおり求職活動の実績（窓口相談・事業所への応募等）について申告が必要です。**

**(※必要な求職活動の回数については管轄安定所の窓口にてご確認ください。)**

ただし、上記1①の『高齢・基礎疾患がある・妊娠中』のいずれかの条件を満たす方で郵送認定を希望する方に限り、感染を懸念する等の理由により求職活動を行えなかった場合は、求職活動に関するアンケートにその旨を回答することで、認定を受けることができます。

**※感染拡大の状況を踏まえ、上記1・2の取扱いを延長又は変更する場合は、安定所の窓口やホームページ上でお知らせいたしますので、ご注意ください。**